

議案第 8 2 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「香取市東庄町病院組合 組合立国保成東病院 国保国吉病院組合」を「香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」に、「安房郡市広域市町村圏事務組合 鴨川市南房総市環境衛生組合 長生郡市広域市町村圏組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合」に改める。

別表第2共同処理する団体の欄中「香取市東庄町病院組合 組合立国保成東病院 国保国吉病院組合」を「香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」に、「安房郡市広域市町村圏事務組合 鴨川市南房総市環境衛生組合 長生郡市広域市町村圏組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合」に改める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

## 理 由

### 1 組織団体の減少

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の組織団体である組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少すること。

### 2 上記のことから、組合格約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものである。

以上の理由から、地方自治法第290条の規定により提案するものである。